

台湾向け輸出果実の品質管理の強化を！

＜モモシクイガの防除と食害果の除去の徹底＞

台湾向け輸出果実については、モモシクイガの防除の徹底と、選果時における食害果の除去等品質管理の強化をお願いします。

◎ 台湾側の輸入検査でモモシクイガが発見された場合、1回目は当該都道府県、2回目で全国からのりんご、なし、もも、すもも等の輸出が禁止されます。

影響

台湾側の輸入検査

もし
「モモシクイガ」
が発見されると…

1回目

当該都道府県
からの
全品目輸出禁止

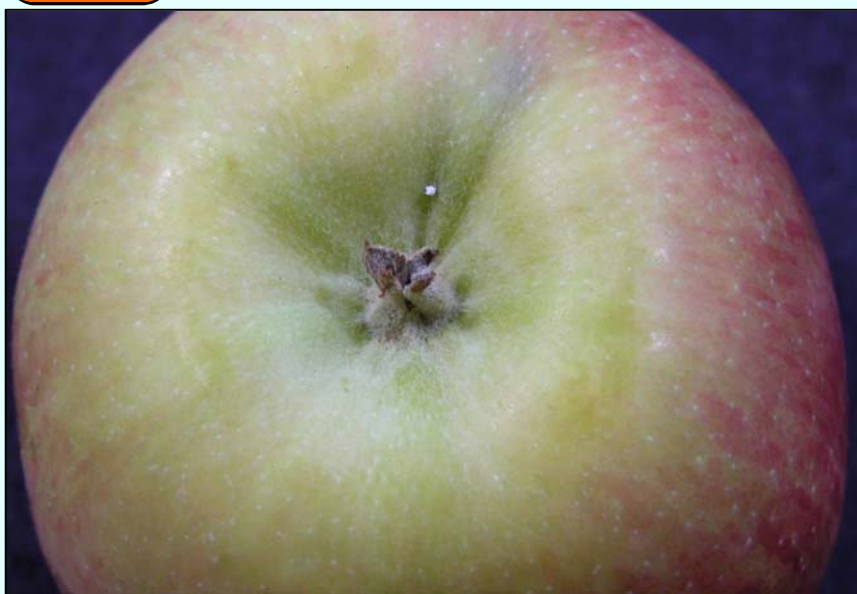
2回目

全
国
からの
全品目輸出禁止

我が国の
果実の輸出振興
に深刻な影響

台湾向け果実輸出
(平成22年)
数量ベースで約2.0万トン
(果実輸出総量の73%)
金額ベースで約62億円
(果実輸出総額の70%)

食害果



モモシクイガの幼虫！！



(写真提供：
地方独立行政法人 青森県産業技術センターりんご研究所)

○選果上の注意

- ・果実全体について丁寧に確認を行う。
- ・食害痕、変色、陥没、虫糞等が認められた果実は取り除く。

対策

(写真提供： 地方独立行政法人 青森県産業技術センターりんご研究所)

①適期適切な病虫害防除の実施

我が国の輸出検査及び台湾の輸入検査において、モモシクイガ以外の害虫の発見が相次いでおり、モモシクイガ以外の害虫に対する対策も必要。発生予察に基づく産地一体となった防除の徹底。

②適切な選果の実施

生産者から選果場への集荷段階、選果場での選果段階、箱詰め段階等の各段階での更なる選果の徹底。
虫糞は害虫存在の貴重な兆候であるため、エアガンの使用は選果の最終段階に行うことが肝要。

③台湾向け生果実検疫実施要領の遵守(裏面を参照)

防除及び選果の実施について、本要領に基づいて再チェックの実施。

④選果実地研修会への参加

選果技術員の技術の向上を図るため、各県の試験研究機関、普及関係機関等で実施される選果実地研修会等への積極的参加。

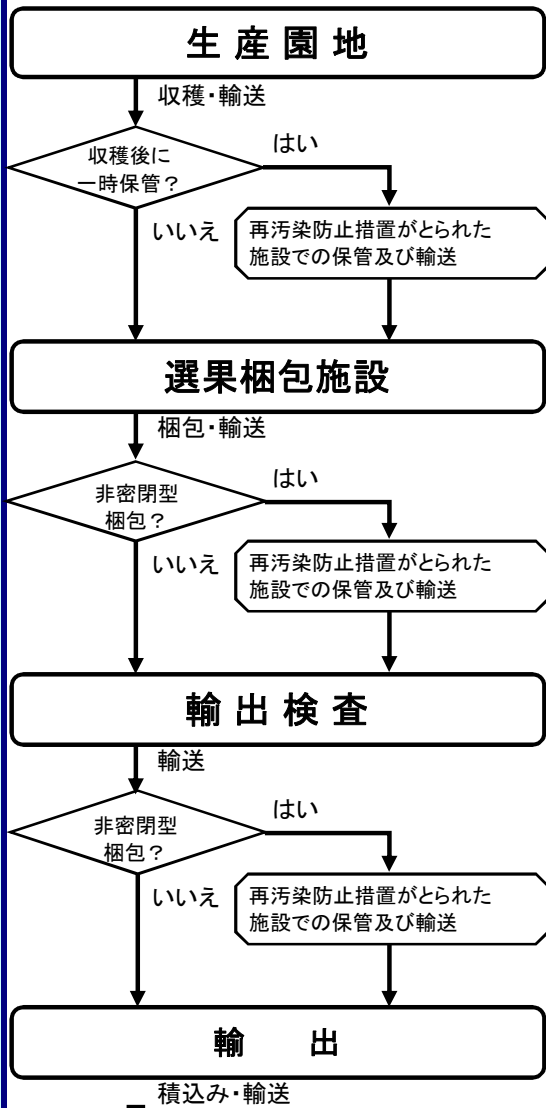
⑤危機意識の保持

輸出を行っている産地関係者全員が常に品質管理についての危機意識を持ち続けることが重要。

台湾向け生果実検疫実施要領(概要)

※H23年度改正された主な内容は青字下線で表示

日本側



1 生産園地の条件

- ・都道府県による園地の登録(選果・梱包施設と同一の都道府県に所在するものに限る)
- ・防除暦に基づく防除の徹底
- ・病害虫防除所の発生予察情報に基づく適切な指導
- ・防除記録の作成・保管

・台湾側検査官による確認

2 選果梱包施設の条件

- ・植物防疫所による施設の登録(必要に応じ要件の確認)
- ・生産園地の防除記録の保管
- ・選果のための十分な照明及び選果施設
- ・モモシクイガの再汚染防止措置の実施
- ・選果技術員の配置
- ・施設内部の粘着式トラップの設置(4月1日～10月31日)
- ・要領に基づく梱包表示
(①To Taiwan: 不要 ②表示の大きさ: 15cm→8cm以上)

・台湾側検査官による確認

3 植物防疫所による輸出検査

- ・台湾向け生産物であることの確認
- ・種類別、品種別、選果梱包施設別に抽出検査
- ・合意に基づいた合格証明書の発給
- ・検査後、14日を経過して輸出される荷口の再検査

輸出検査不合格時の取扱い

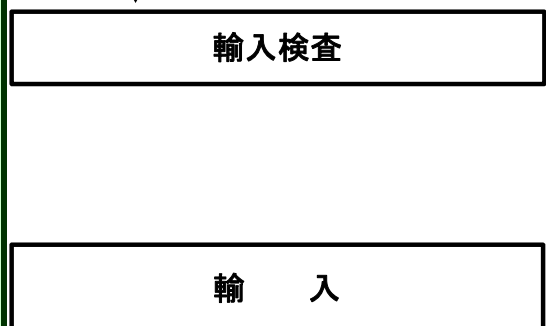
1 モモシクイガの場合

- ・当該荷口は不合格
- ・当該荷口を選果した施設は台湾向け選果梱包作業の停止
- ・梱包済み果実の輸出停止(証明書発給済みのものを除く)
- ・原因究明及び改善措置の実施後、選果梱包作業の再開
- ・台湾への情報提供

2 モモシクイガ以外の害虫の場合

- ・当該荷口のみ不合格

台湾側



輸入検査不合格時の取扱い

輸出年度(1月1日～12月31日)ごとに

1 モモシクイガ発見1回目

- ・不合格果実の返送又は廃棄
- ・当該生果実が生産された都道府県の全品目輸出停止
- ・原因究明及び改善措置の実施結果を台湾側へ報告
台湾側の許可により輸出再開
ただし、不合格荷口を生産した選果梱包施設及び関連する生産園地については当該年度の輸出停止

2 モモシクイガ発見2回目

- ・不合格果実の返送又は廃棄
- ・全国の全品目輸出停止
- ・原因究明及び改善措置の実施結果を台湾側へ報告
台湾側の許可により輸出再開
ただし、不合格荷口を生産した選果梱包施設及び関連する生産園地については当該年度の輸出停止

3 モモシクイガ以外の害虫の場合

- ・当該荷口の消毒・返送等